

【実践情報社会論I】

Google Books問題にみる 出版業界の現状と課題

2010年6月23日 情報学環教育部講義

弁護士 増田 雅史

masafumi.masuda@mhmjapan.com

自己紹介

- ◆ 弁護士(企業法務、IT全般)
 - もともと理系でした。
- ◆ 経済産業研究所 コンサルティングフェロー
 - 経済産業省メディア・コンテンツ課に出向していた関係です。
- ◆ コンテンツ関係では・・・
 - クリエイティブ・コモンズ・ジャパン 事務局
 - コンテンツ海外流通促進機構 監事
 - デジタルコンテンツ協会「コンテンツに係る法的環境整備に関する調査研究委員会」平成22年度委員
- ◆ Twitterアカウント
 - http://twitter.com/m_masuda

本日の進行

◆ Google Books問題

- Google Books問題の概要
- 和解案の法的・政策的な問題点
- Google Books問題が示唆するもの

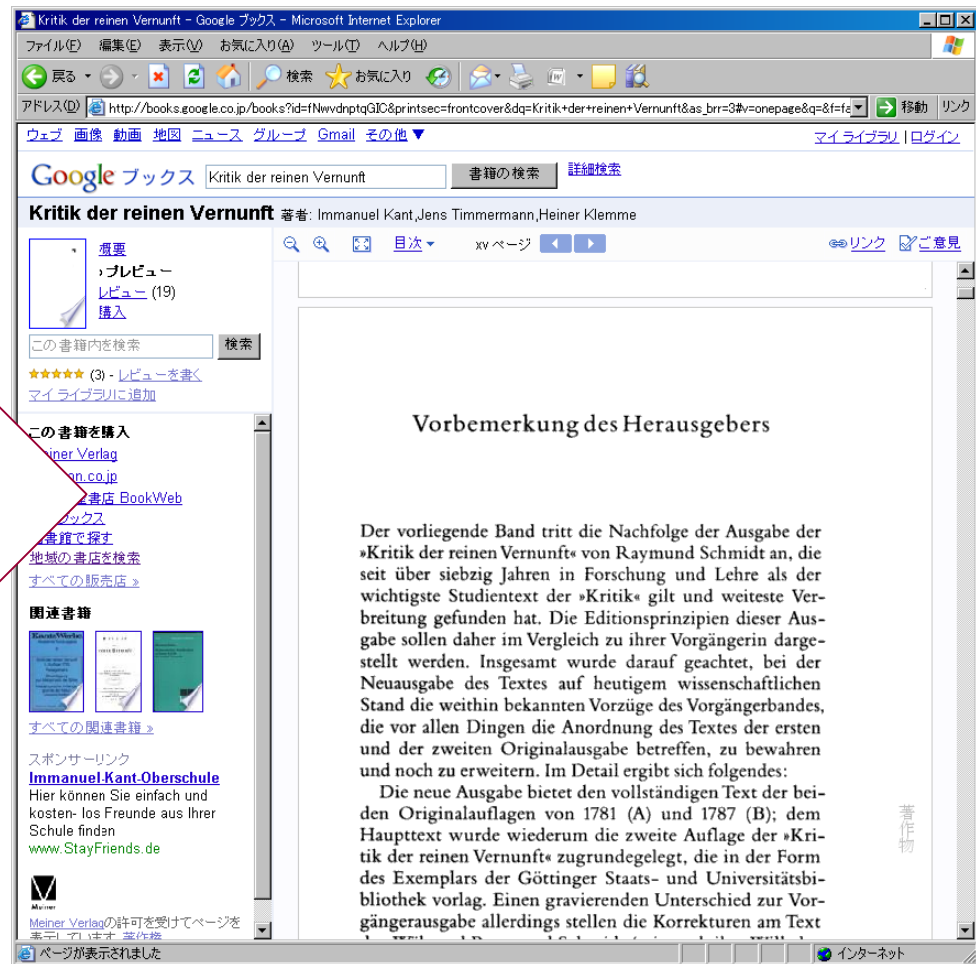
◆ 出版業界の現状と課題

- 既存の出版ビジネスと電子書籍流通
- 出版業界の課題

<Google Books問題の概要> Google Booksとは



http://books.google.com/books



<Google Books問題の概要>

事実経過(1)

2003年12月	Google、“Google Print”計画を発表(現在のGoogle Books)
2004年12月	Google、各大学等の図書館と蔵書のスキャンについて合意
2005年5月	Google、“Google Print”を試験公開、書籍の抜粋を表示
2005年9月	全米作家組合、Googleを被告としてクラスアクションを提起
2005年10月	米国の大手出版社5社、Googleを被告として差止訴訟を提起
2006年10月	両訴訟の併合
2008年10月	米国出版社協会が原告として参加 訴訟当事者間で和解合意(旧和解案)
2008年11月	裁判所、原告側クラスの範囲を拡大し、旧和解案を仮承認
2009年1月5日	和解管理者、裁判所の命令に基づき旧和解案の通知を開始 (Googleはこの時点で書籍約700万冊をデジタル化)

<Google Books問題の概要>

事実経過(2)

2009年1月5日	和解管理者、裁判所の命令に基づき旧和解案の通知を開始 (Googleはこの時点で書籍約700万冊をデジタル化)
2009年9月4日	クラスメンバーの旧和解案からの オプトアウト (離脱)期限
2009年9月18日	米国政府、裁判所に対し旧和解案の成立に反対する意見を提出
2009年10月7日	裁判所、訴訟当事者に対し和解条項の修正を命令 (Googleはこの時点までに書籍1000万冊以上をデジタル化)
2009年11月13日	訴訟当事者、裁判所に対し修正した和解条項を提出(新和解案)
2009年11月19日	裁判所、新和解案を予備承認
2009年12月14日	和解管理者、裁判所の命令に基づき新和解案の補足通知を開始
2010年2月4日	米国政府、裁判所に対し新和解案の成立に反対する意見を提出
2010年2月18日	裁判所、新和解案に関する公聴会を開催 (Googleはこの時点までに書籍1200万冊以上をデジタル化)

本日に至るまで、新和解案は承認されていない。

<Google Books問題の概要>

クラスアクションとは

◆ クラスアクション(連邦民事訴訟規則23条参照)とは

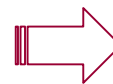
- 共通点を持つ一定範囲(クラス)の者を代表して、一人又は複数の者が、全員のために原告として訴え又は被告として訴えられる訴訟形態。
- 主に米国で発展し、消費者訴訟等においてひろく活用されてきた。

◆ 特徴

- クラス代表者が、自身のみならず、他のクラス構成員のためにも、何ら授權を受けずに訴訟追行できる。
- クラスの範囲は特定する必要があるが、個々のクラス構成員は特定されていなくても、判決等の効力が及ぶ。

◆ オプトアウト型クラスアクション

- 代表的なクラスアクション類型。
- 訴訟からオプトアウト(離脱)することが可能。



**手続の公正性を
どうやって担保するか？**

<Google Books問題の概要>

本件におけるクラスの範囲

◆ 当初のクラス

- ミシガン大学図書館の蔵書の著作権者

◆ 旧和解案のクラス

- 2009年1月5日までに公表された書籍等について、米国著作権法上の著作権等の権利を保有しているすべての人物

◆ ポイント

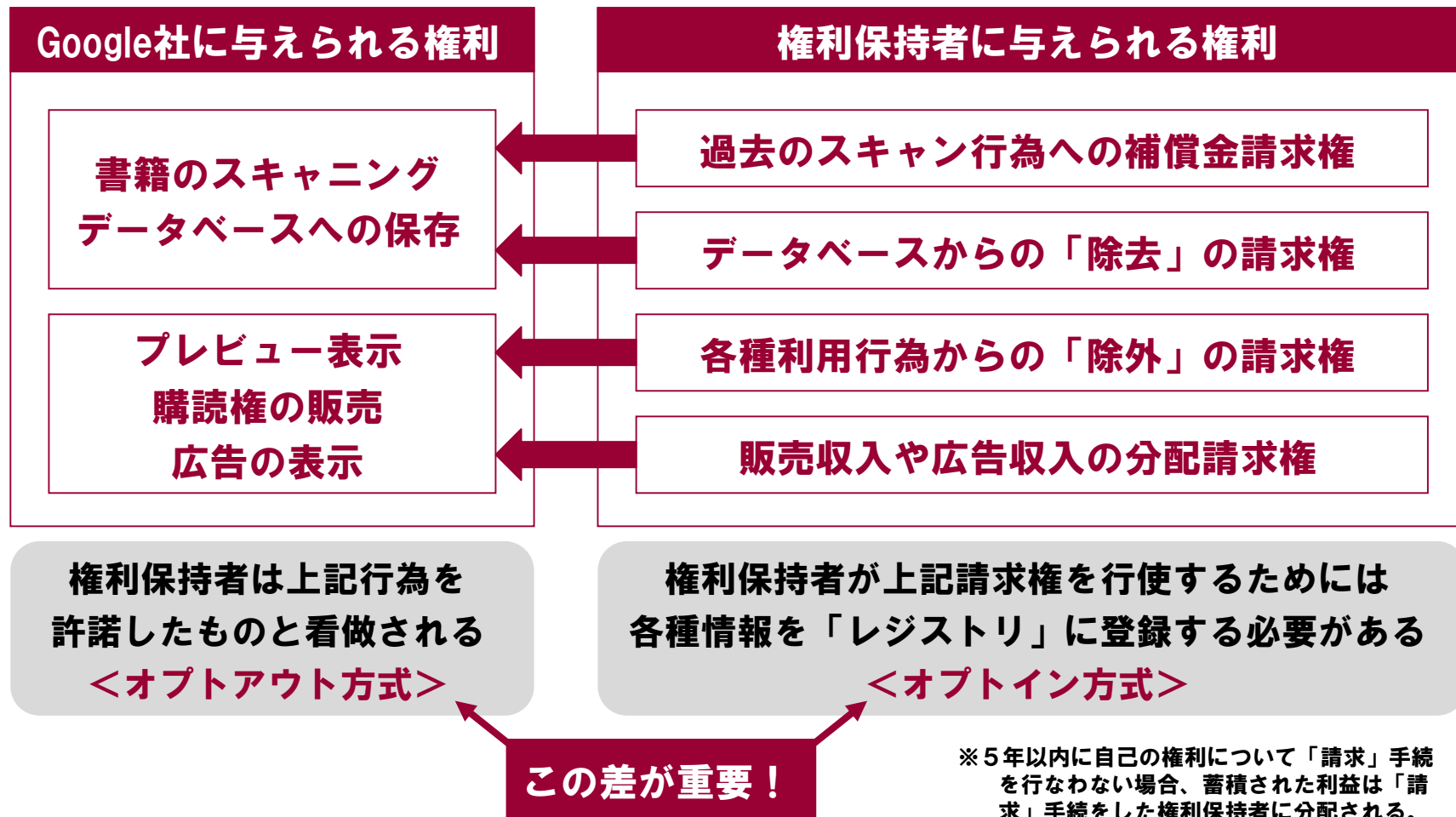
- 著作権の属地主義
- 国際条約(ベルヌ条約等)



世界中の出版関係者が対象となる

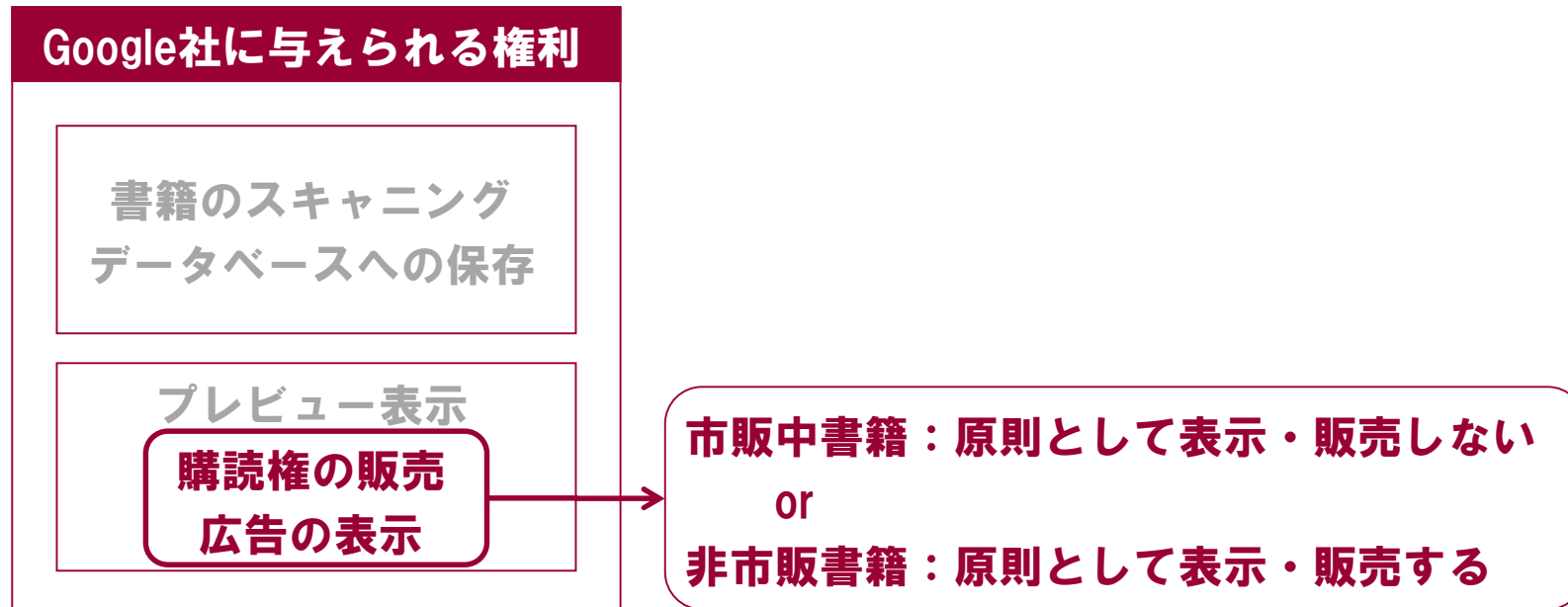
<Google Books問題の概要>

旧和解案の成立がもたらす帰結



<Google Books問題の概要>

旧和解案の成立がもたらす帰結



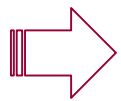
重要なポイント

- 「米国国内において」流通している書籍でなければ、市販中書籍にあたらぬ。
- 市販中か否かの一次的な決定権はGoogleにある。

旧和解案に対する反応(1)

◆ 和解案の通知後

- 通知の内容が著しく不明確であることに対する反発
- 米国型クラスアクションという異質な制度により当然に和解に「巻き込まれる」ことに対する反発



裁判所は、クラスメンバーが十分な情報のもとに判断できるよう、オプトアウトの期限、異議申立ての期限を延期することを決定。

◆ オプトアウト期限の延期後

- 米国司法省による調査
- 訴訟当事者の欧州における説明(欧州委員会におけるヒアリング)
- 訴訟当事者の日本における説明(説明会の開催)

旧和解案に対する反応(2)

◆ 異議申立の手続

- 全部で435の意見が提出された。
- うち44は、クラスメンバー以外からの意見であった。

◆ 各国政府の対応

米国政府	意見書を提出。総論では賛成しつつ、クラスアクション手続の問題点、競争法上の問題点、著作権法上の問題点を指摘し、成立に反対。
フランス政府 ドイツ政府	意見書を提出。米国外のクラスメンバーに対する配慮に欠けていること等を指摘し、成立に反対。
日本国政府	意見書を提出せず 、米国政府に申し入れ。わが国の著作権者等に速やかかつ十分な情報提供が行われることが望ましいこと等を指摘するにとどめる。

<和解案の法的・政策的な問題点> 何が問題なのか？(1)

手続法的な問題点

クラス代表者の適切性

- ◆ Googleが得る利用許諾の内容は、訴訟上の争点と大きく異なること。
- ◆ 全部の収益がやがてレジストリへの登録済み権利保持者に分配されるため、このような権利保持者と、未登録の権利保持者との間に利益相反があること。
- ◆ 米国外の権利者が加入不可能である団体がクラス代表者(訴訟当事者)であること。

通知の十分性

- ◆ 十分な数のクラスメンバーに連絡がなされていないこと。
- ◆ 通知が和解案の広範な射程の全体像を伝えるものでないこと。

新和解案における対応

クラスの縮減

- ◆ クラスの範囲が、おおむね米国、カナダ、イギリス、オーストラリアの4カ国の者に限定された。

未登録書籍についての受託者の設置

- ◆ レジストリへの登録手続がなされていない書籍について、その書籍の権利保持者を独立に代表する期間が設置された。
- ◆ 未登録書籍の利用により得られた収益は、権利保持者を探す費用に充てられることとなった。

米国外の権利保持者への配慮

- ◆ レジストリの理事を、上記4カ国からそれぞれ選任することが明確化された。
- ◆ 市販中か否かは、上記4カ国において入手できるかどうかにより判断されることとなった。

<和解案の法的・政策的な問題点> 何が問題なのか？(2)

競争法的な問題点

著者・出版社間の水平的協定

- ◆ 卸売条件に関する権利者(売主)・Google(卸売)間の合意があること。
- ◆ Googleによる値下げ幅に制限がある等、小売販売価格競争に対する制約があること。
- ◆ オープンワークスの販売条件をレジストリが恣意的に決定できること。

競争締め出しのおそれ

- ◆ Google以外がオープンワークスに関する利用の許諾を得られないこと(レジストリは第三者にオープンワークスの利用について許諾する権限を有しない。)
- ◆ Googleは必ず競合他社と同等以上の条件を享受できること(最恵国条項)。

オープンワークス(孤児作品)：
権利者の存否または所在が不明な作品

新和解案における対応

価格決定方法の改善

- ◆ 価格決定のアルゴリズムはGoogleが独自に作成することとされた。
- ◆ Googleによる値引き幅の制限が撤廃された。

第三者の参入可能性の向上

- ◆ 最恵国条項が削除された。
- ◆ 再販業者がGoogleのかわりに書籍のアクセス権を販売し、Googleが得るべき収益の大半を取得することが認められた。

オープンワークスの利用権や販売条件については、明確な解決策が盛り込まれなかった。

＜和解案の法的・政策的な問題点＞
何が問題なのか？（3）

- ◆ 米国政府の意見書が示すディレンマ。

和解案の目的については総論で賛成

- ◆ 著作権で保護された多くの作品について、正当な対価の支払いを伴う形で広く公衆に利用されるようになることで「重要な社会的便益がもたらされる可能性がある」
- ◆ =著作権法の制約下では実現ができなかったことを実現。

方法論については総論で反対

- ◆ 「著作権で保護された何百万もの書籍の権利を地球規模で処理することは、私的な裁判上の和解によってではなく、立法によって行なわれるべき政策変更の典型であるといえる」
- ◆ =著作権法それ自体をリフォームする必要性。

Google Books問題の顛末について雑感

◆ わが国の権利者の受け止め方に感ずる懸念

- Google Booksの上陸は黒船到来か？
- Google Booksの撤退は攘夷成功か？

◆ わが国の書籍が除外されたことによって生ずる懸念

- 英語圏において電子書籍出版ビジネスのデファクトスタンダードを形成されるスピードが速まるのに対し、非英語圏において同ビジネスの進展が遅延するおそれがあること。
- 非英語圏における知の共有・利用の促進が、英語圏と比して遅れを取るおそれがあること。



わが国においても、電子出版ビジネス、文化振興、学術振興などの多面にわたり、Google Booksが提起した問題点を検討する必要がある

<Google Books問題が示唆するもの>

見切り発車ビジネス

◆見切り発車ビジネス？

- NHKオンデマンド(見切り発車しなかったケース)
- エニグモ「コルシカ」(見切り発車後、急停止したケース)
- Google Books(どこまで進行できるか冒険したケース)

◆事前の個別許諾を必要としない場合とは？

- 公正な利用？(無償でもOK)
- 補償金方式？(有償なら事後処理でもOK)
- 集中管理方式？(権利管理団体の許可のみでOK)

<Google Books問題が示唆するもの>

利用と権利保護のバランス

(利用者の視点)

(権利者の視点)



公正な利用？

補償金方式？

集中管理方式？

権利制限規定

報酬請求権規定
文化庁長官裁定制度

著作権等管理事業法
著作権等の信託制度

主な
問題点

個別規定の立法を待つ必要があり柔軟性を欠く。

個々の利用者や権利者を調査するコストが過大になる。

特定のギルド的な団体による独占が発生しやすい。



解決策
の例

制限規定の柔軟な解釈
フェアユース規定

プラットフォームが主導する権利と利用の集中管理
オプトアウト方式による利用許諾

Googleが主張したが...

Google Booksの和解案がこれを目指したが...

＜既存の出版ビジネスと電子書籍流通＞

2010年は電子書籍元年？

◆ 公的な動き

- “Europeana”(欧州委員会)「欧州デジタル図書館」として、460万のデジタル化資料を無償提供
- “EU Bookshop Digital Library”(欧州委員会) EU関連機関の刊行物11万点を公開し無償提供
- “Federal Register 2.0”(米国国立公文書館、米国政府印刷局) 2000年以降の官報をXMLフォーマットで配信
- “BookServer”(Internet Archive) 自由な共有を可能とするオープンな電子書籍配信システム
- “BRITISH NEWSPAPERS”(英国図書館) 1620年から1900年にかけての英国の新聞をデジタル化
- 電子出版物流通センター構想(国立国会図書館) アーカイブ化された蔵書のデジタルデータ流通システム
- 「デジタルアーカイブ」(国立公文書館) 歴史資料や文化財のデジタル画像

◆ 電子ブックリーダー(及びプラットフォーム)

- “Kindle”(Amazon) 独自規格の電子書籍リーダー、他のリーダー向けのアプリケーションもあわせて提供
- “nook”(Barnes & Noble) Android搭載、EPUBやPDFに対応した電子書籍リーダー、ユーザー間レンタル機能等
- “iPad”(Apple) iBook Storeによる電子書籍の配信、その他電子書籍関連アプリケーションの提供

◆ 電子ブック配信プラットフォーム

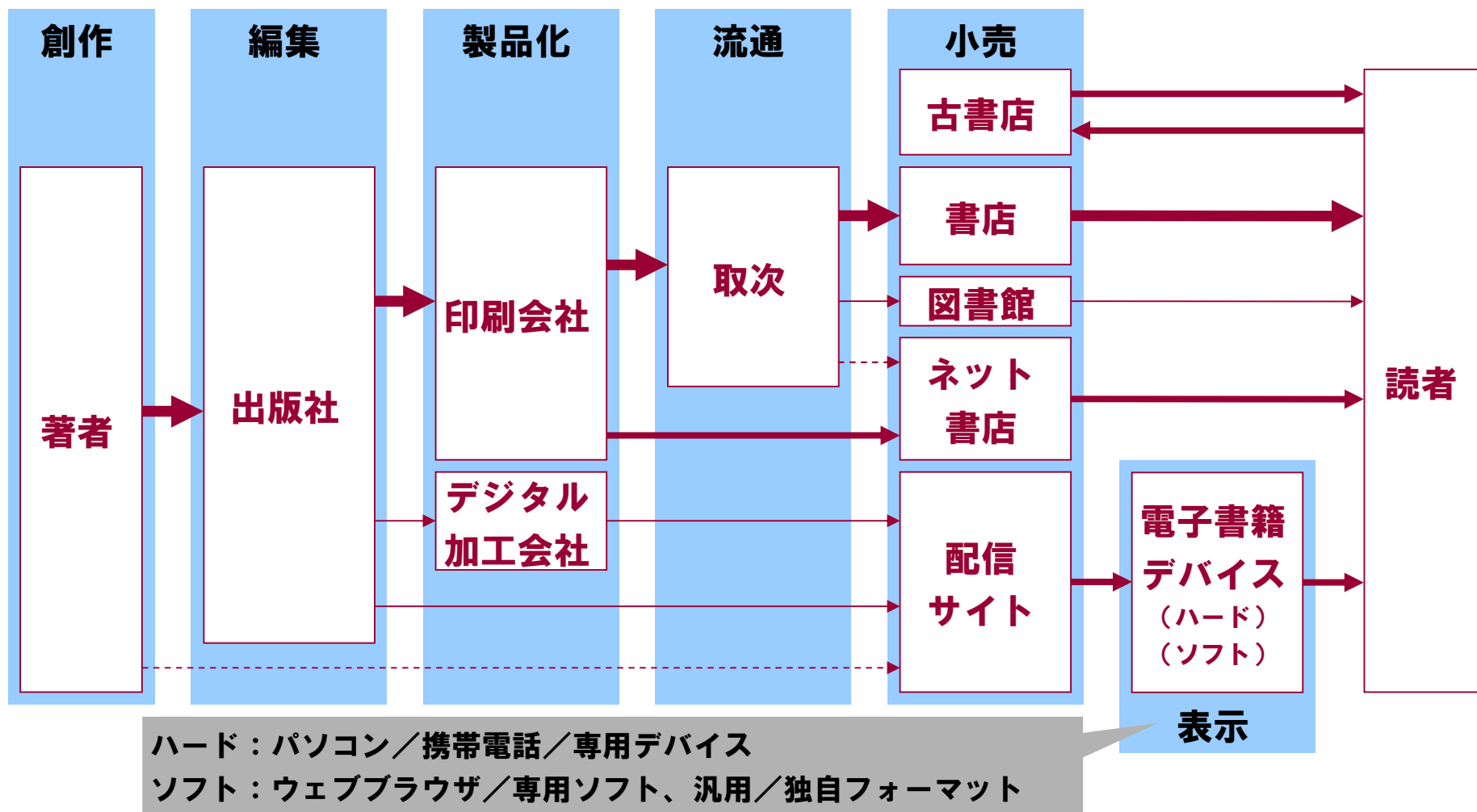
- “Google Editions”(Google) 多様なウェブブラウザ上で購読できる電子書籍販売サービス、2010年より開始
- 雑誌デジタル配信(日本雑誌協会) 雑誌に特化した電子配信、2010年上半期に実証実験

◆ オンデマンド印刷

- Google社とOn Demand Books社との提携
- “BookPrep”(HP, Amazon) パブリックドメインの書籍をオンデマンド印刷
- “MagCloud”(HP, Wikia) 「Wikia」上のコンテンツを編集し雑誌化、オンデマンド印刷

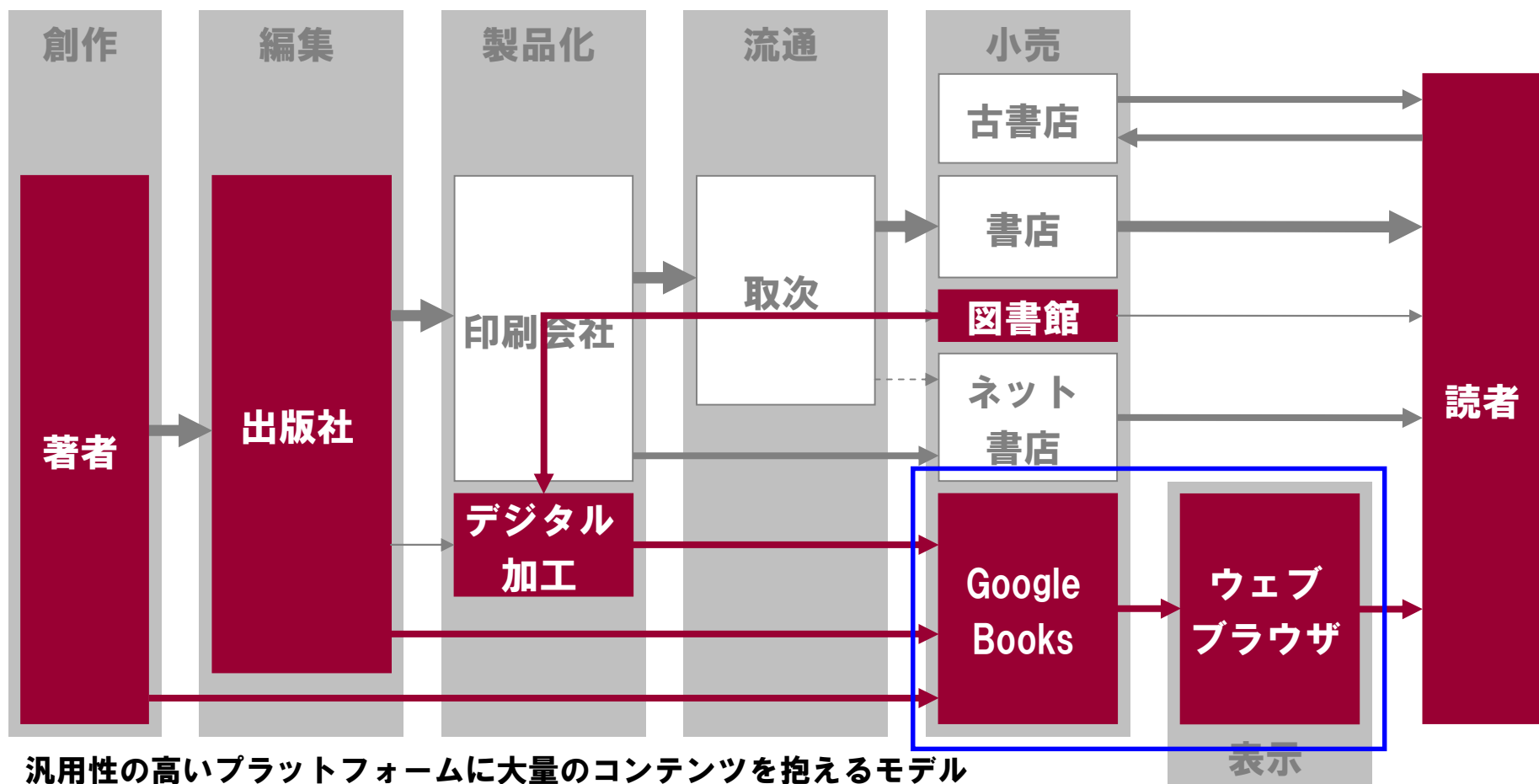
＜既存の出版ビジネスと電子書籍流通＞

出版ビジネスの構造



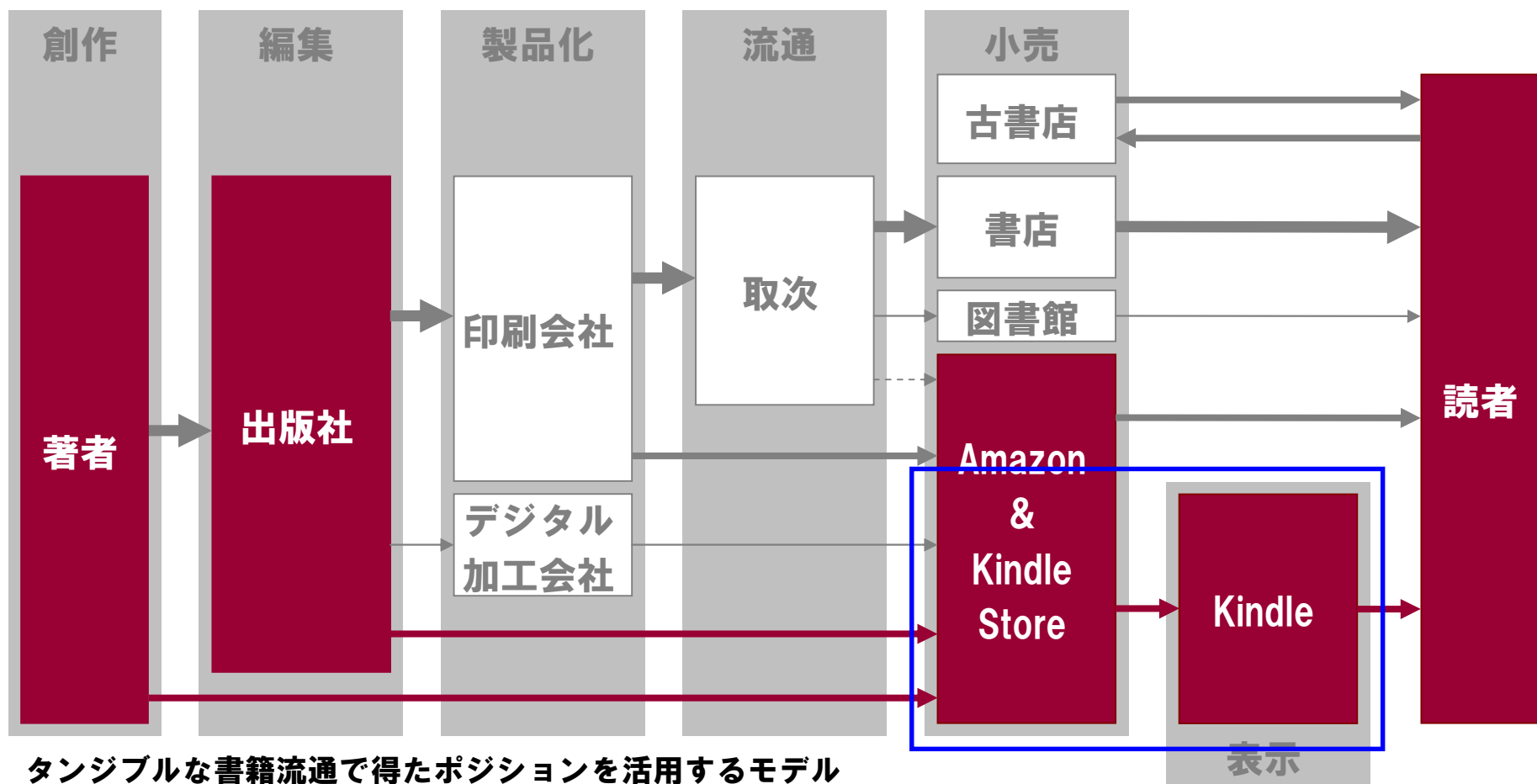
＜既存の出版ビジネスと電子書籍流通＞

Google Books、Google Edition



＜既存の出版ビジネスと電子書籍流通＞

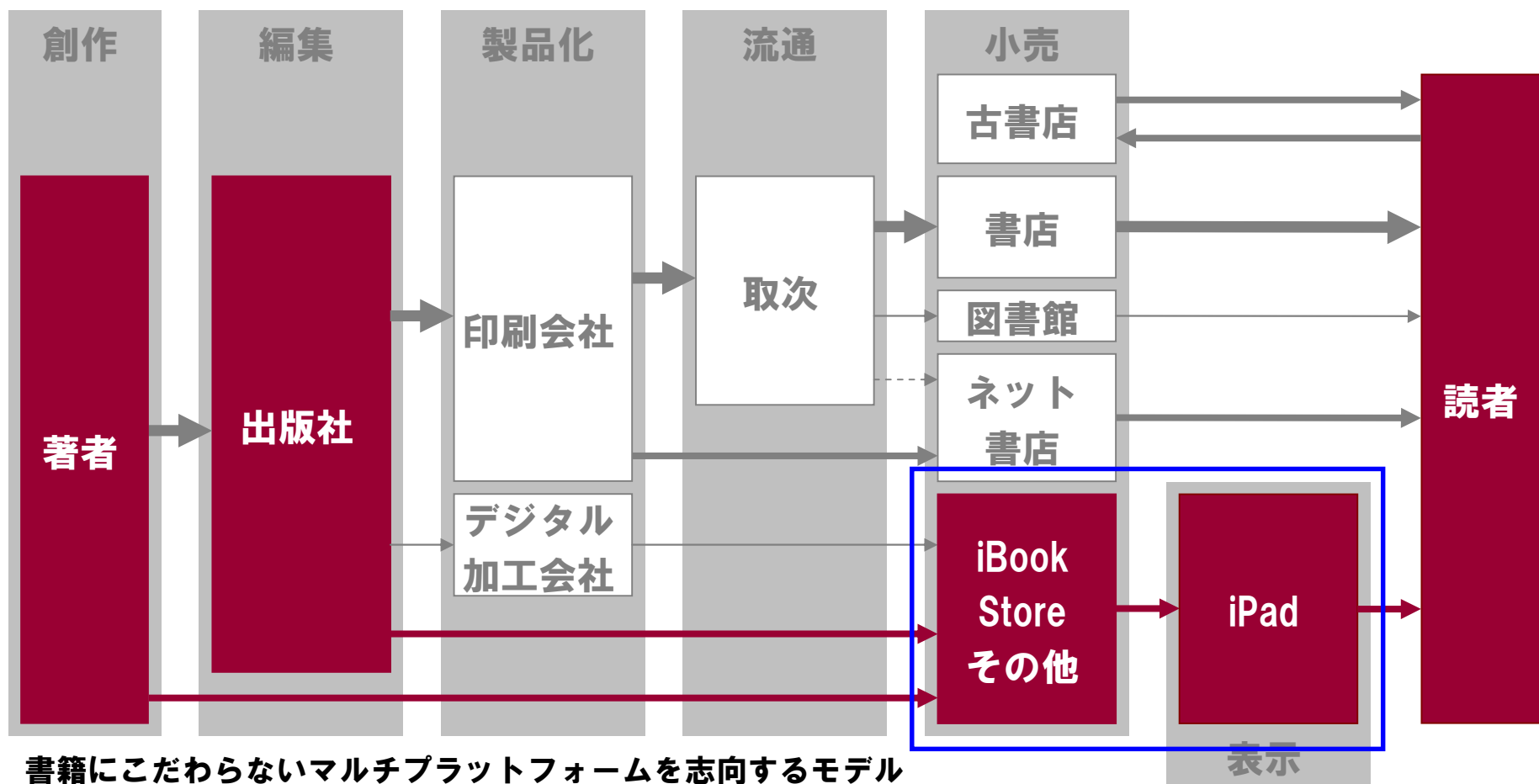
Amazon Kindle Store



タンジブルな書籍流通で得たポジションを活用するモデル

＜既存の出版ビジネスと電子書籍流通＞

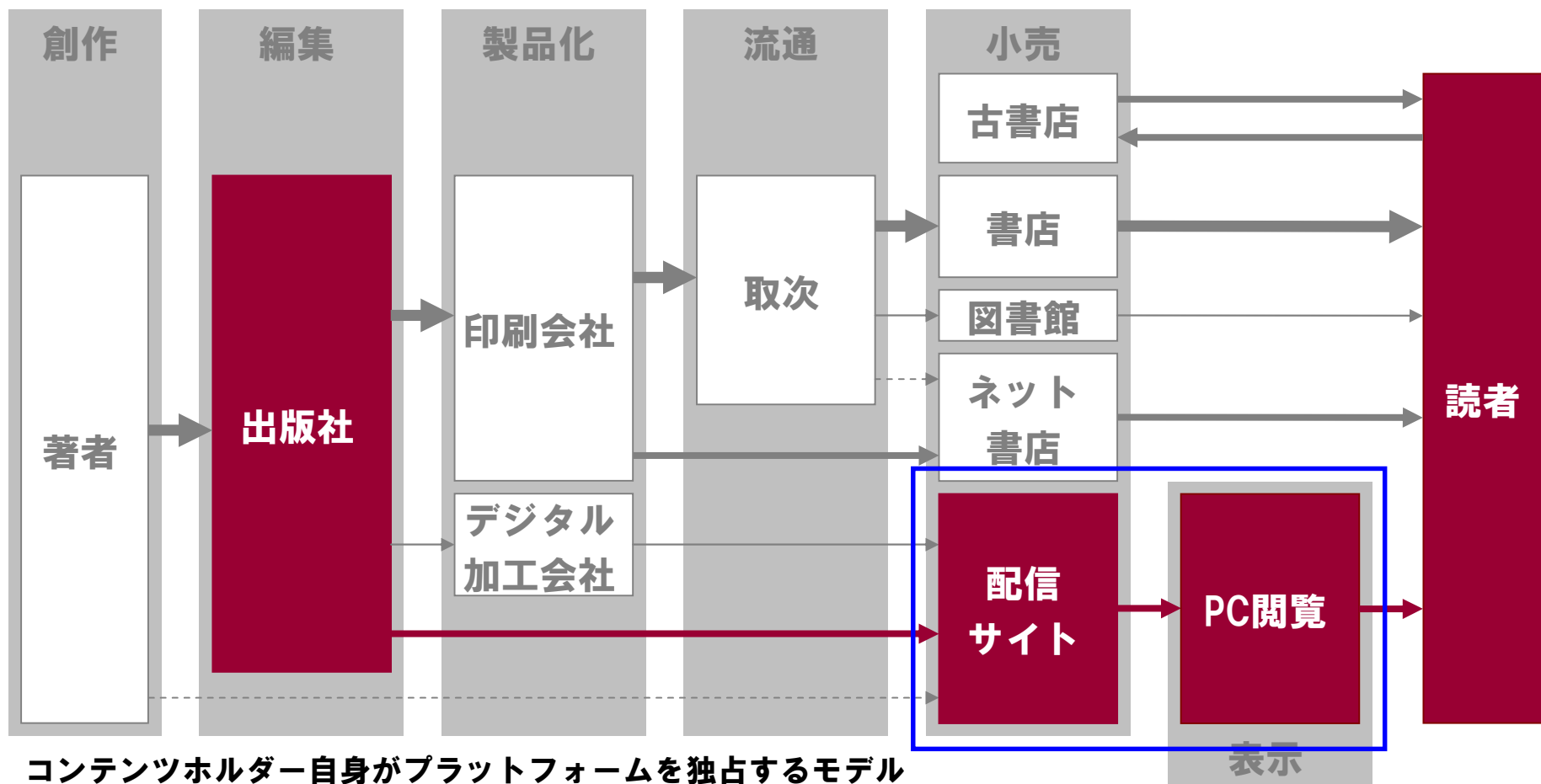
Apple iBook Store



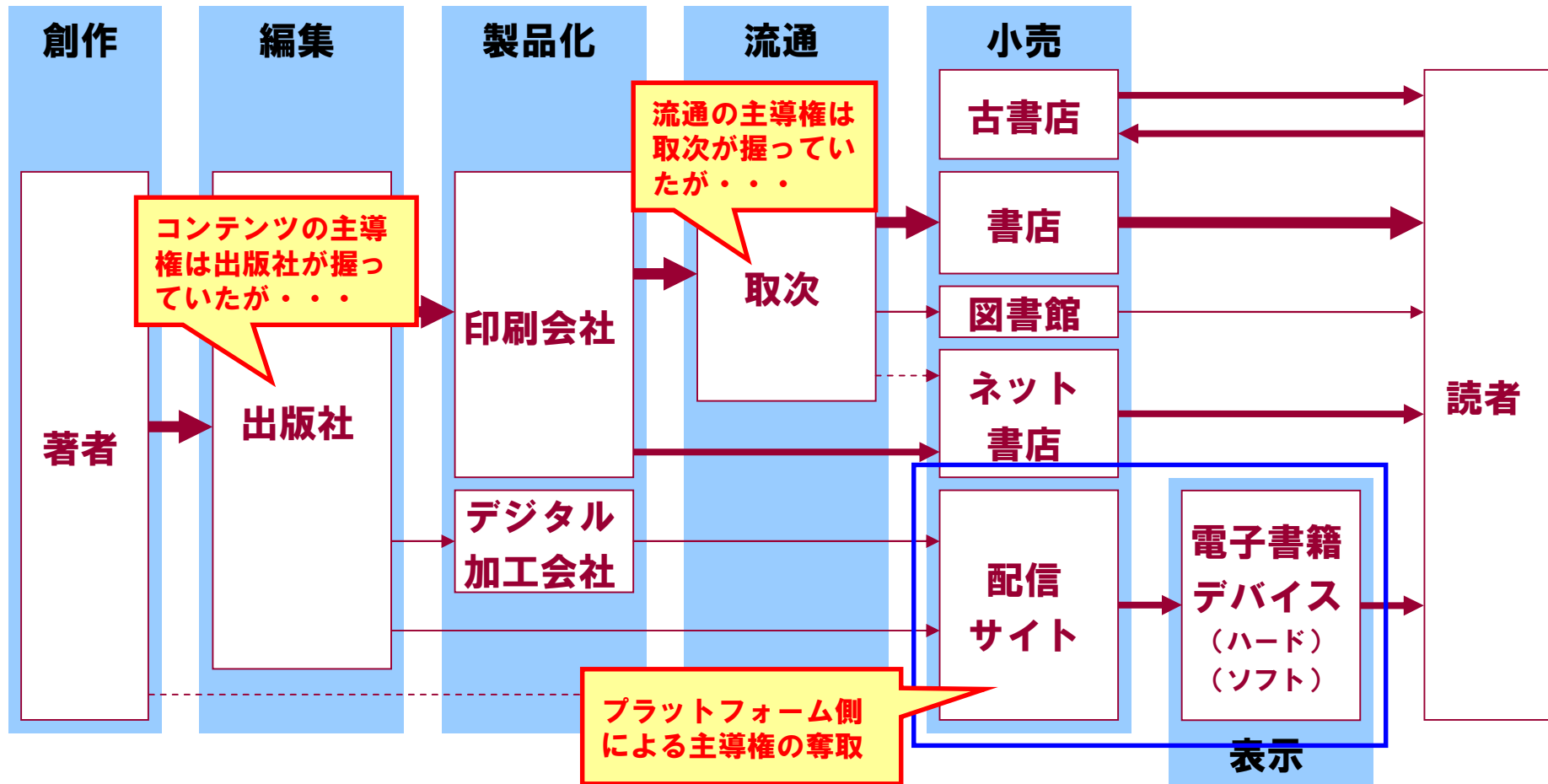
書籍にこだわらないマルチプラットフォームを志向するモデル

＜既存の出版ビジネスと電子書籍流通＞

日本雑誌協会 雑誌デジタル配信

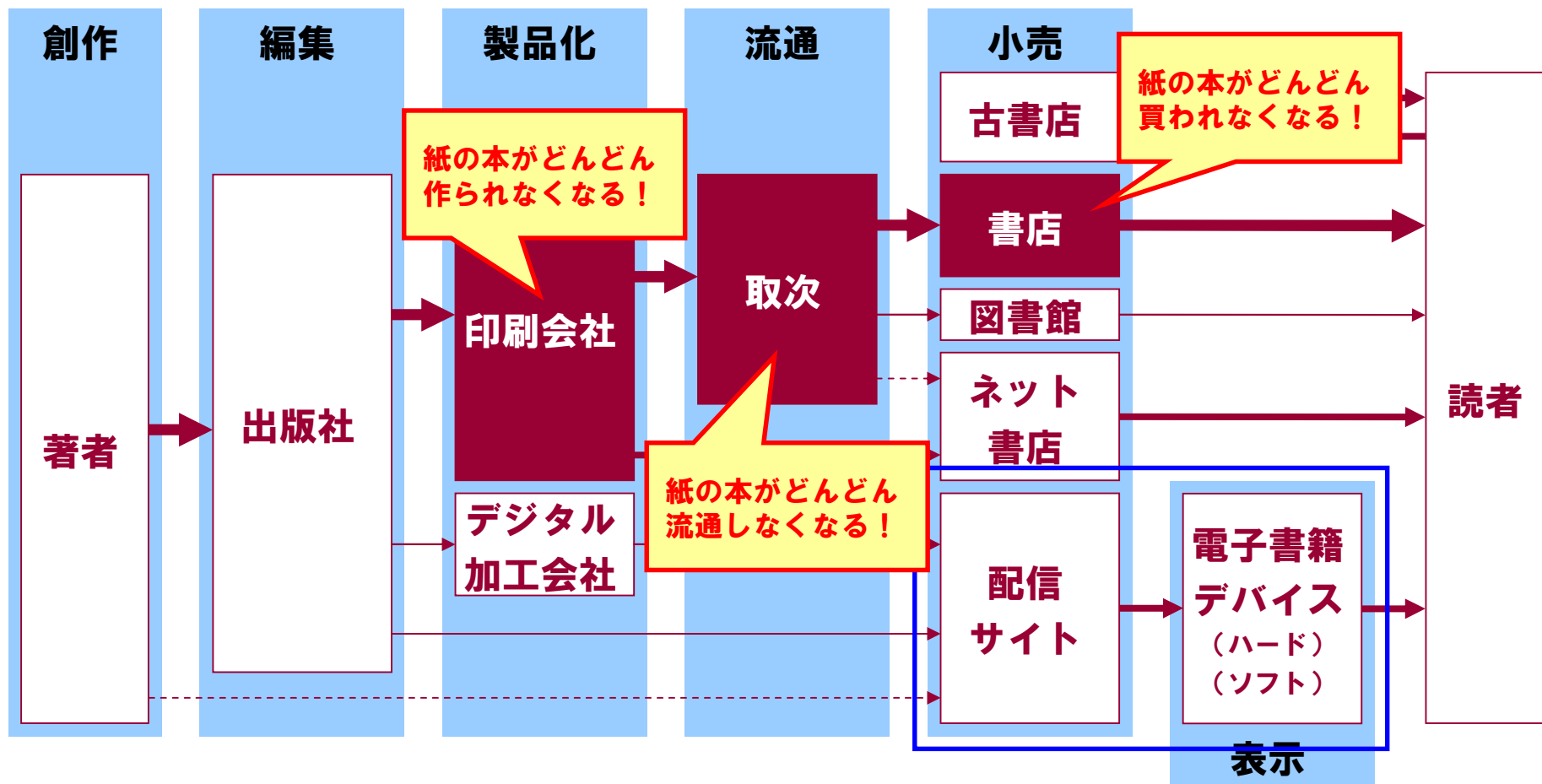


＜出版業界の課題＞ 主導権の変動



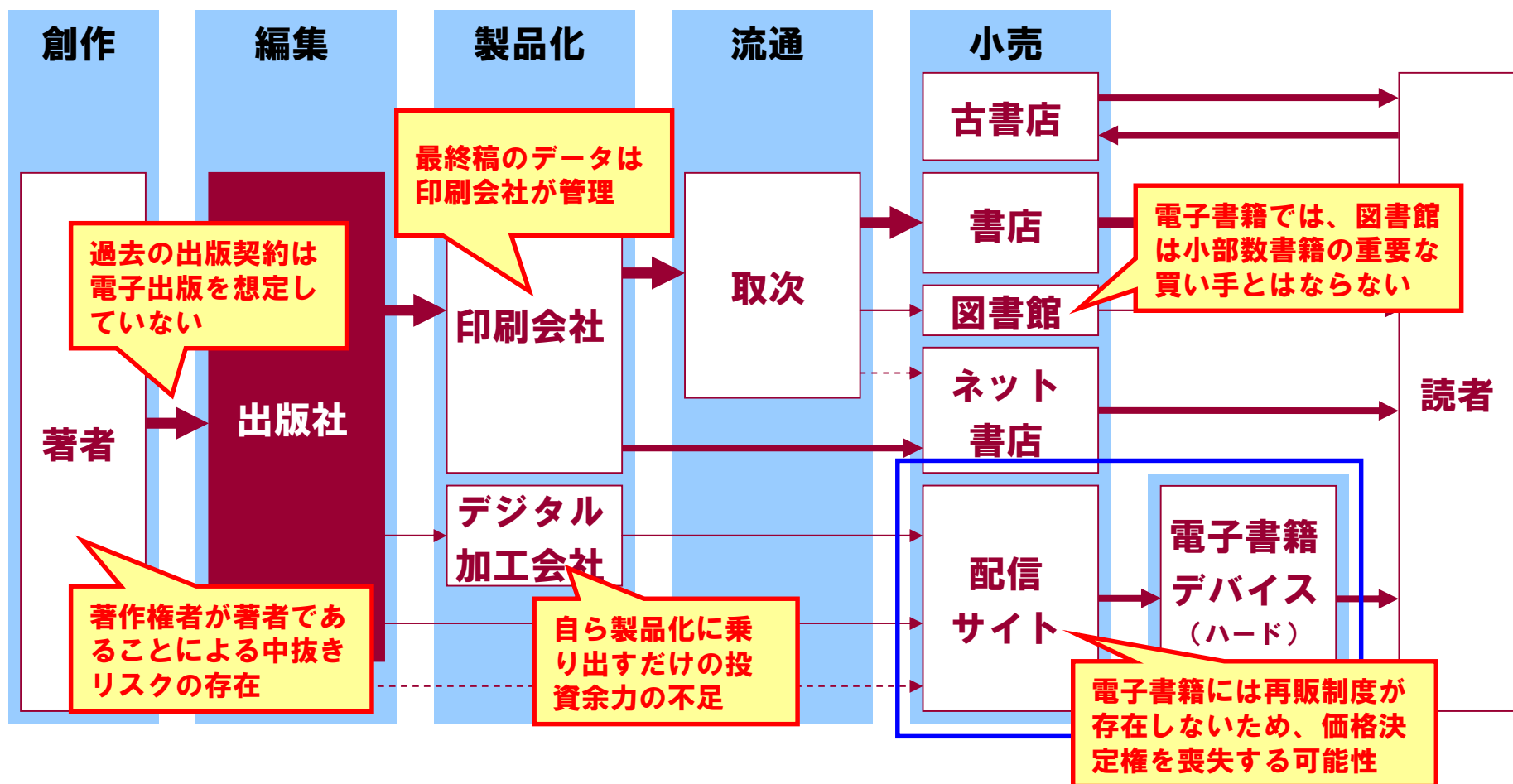
＜出版業界の課題＞

紙出版ビジネスの衰退



＜出版業界の課題＞

出版社ビジネスの構造的な問題点



＜出版業界の課題＞

「電子書籍元年」に向けた動き

◆ 公的な動き

- － 国立国会図書館(長尾構想)
- － 総務省、文化庁、経済産業省による懇談会

◆ 出版業界の動き

- － 31社による「電子書籍出版社協会」の立ち上げ
- － 14社による「電子書籍を考える出版社の会」の立ち上げ
- － 日本書籍出版協会の動き
- － 日本電子出版協会の動き

まとめ

- ◆ プラットフォームによる、熾烈かつ強引な競争は今後も続く。
 - Google Books問題の結論がどうなるかは不明確であり、それによって、Googleの登場の仕方が変わってくる。
 - iPadの出現により、電子書籍とそれ以外のコンテンツとの境界線はあいまいになっていく。

- ◆ 既存の出版業界への影響としては・・・
 - 紙出版ビジネスは業態自体の変換が不可避である。
 - 出版社は出版ビジネスへの関与を見直すことが不可避である。

- ◆ 法制度としては・・・
 - 主導権が権利者によるギルドから、市場を背景としたプラットフォーム側に移動することに伴い、新たな制度のあり方が問われている。
 - Google Booksのようにオプトアウト方式を積極的に活用すべきであるかは議論があるが、今後、包括的な権利処理は避けて通れない課題である。